新潟市特別職報酬等審議会
令和８年１０月２２日開催
資　料　4

過去の答申内容

答申年度	答申内容	理由
平成 27 年度	◆報酬・俸給月額を平均 0.3%引上げ ◆期末手当は据置き ◆実施時期 平成 28 年 4 月 1 日	○　人口や財政規模などの類似する他都市と比較しても、本市特別職の報酬等の額の水準は低位である。 ○　今年度の人事委員会による一般職給与の増額勧告や市税収入の増加により民間景況の回復基調が伺える。 ○　合併建設計画事業の終了に伴い建設事業費負担の縮減が見込まれる。 ○　業務量や職責が増加することとなった政令市移行時に報酬等の額の改定が行われておらず、移行後据え置きが続いてきた。 ○　期末手当については、俸給・報酬月額の引上げに伴い、年収ベースで増額が見込まれること、平成２６年１２月議会で本市特別職及び議員の期末手当の引上げが行われたことを考慮し、このたびは据え置くことが適当。
平成 28 年度	据置き	○　本年４月に市長及び副市長の俸給月額並びに議員の報酬月額の引上げを行っている。 ○　人事委員会勧告における一般職給与の引上幅がわずかである。 ○　本市の社会経済情勢の好転を感じることが難しい。 などを勘案すると改定する理由を見出すことは難しい。
平成 29 年度	据置き	○　市民としては、景気がよいという実感はなく、さらに市の財政状況が厳しい中で、引上げとなると市民から理解が得られないのではないか。 ○　特別職の報酬は、労働の対価とする一般職の給料とは違い、特段の事情がない限り安定的であるべき。 ○　人事委員会勧告における一般職給与の引上幅がわずかである。 などを勘案すると改定する理由を見出すことは難しい。
平成 30 年度	据置き	○　本市特別職の報酬等の額が他の政令市と比較して低水準という考慮すべき事項はある。 ○　他方で、市の財政状況が厳しい中、市民としては大雪や災害等が起きたときに財政への負担はどうなるのかという心配もあり、引き上げることは市民の理解を得られないであろう。 などを勘案すると改定する理由を見出すことは難しい。
令和元年度	据置き	○　本市特別職の報酬等の額が他の政令市と比較して低水準だが、経常収支比率や財政力指数を見ると、現段階で報酬を引き上げる状況にはない。引き上げとなると市民から理解が得られないだろう。 ○　人事委員会勧告における一般職給与の引き上げ幅がわずかで、対象が若年層であること。 などを勘案すると、改定する理由を見出すことは難しい。

令和２年度	◆期末手当を 0.05 月分引下げ ◆実施時期 令和 2 年 12 月 1 日	○　報酬額が他都市と比べて低水準にあるが、民間においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること、市人事委員会勧告が期末手当の引き下げであったことなどを総合的に勘案すれば、現時点で特別職の報酬・期末手当の引き上げや据え置きをすることに、市民から理解を得ることは難しい。 ○　給与カットを行っていることは評価するが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける民間の状況や一般職が勧告で引き下げとなっていること、特別職は市政の先頭に立って市職員とともに政策を行っていく立場であることから、人事委員会勧告と同様に期末手当を引き下げることが適当。
令和３年度	◆期末手当を 0.15 月分引下げ ◆実施時期 令和 3 年 12 月 1 日	○　本市特別職の報酬等の額が他の政令指定都市との比較において低水準であることは懸念すべきところではあるが、市の財政状況は厳しく、新型コロナウイルス感染症の影響が収束したとは言えない中、特別職の報酬を引き上げることについて、市民の理解を得ることは難しい。 ○　特別職は市職員と足並みを揃え市政運営を行っていく立場であることから、人事委員会勧告と同様に期末手当を引き下げることが適当。
令和４年度	据置き	○　本市特別職の報酬等の額が他の政令指定都市との比較において低水準であることは懸念すべきところではあるが、新型コロナウイルス感染症の影響が収束したとは言えない中、物価高や円安に歯止めがきかない状況下において、賃上げの実感も乏しく、特別職の報酬を引き上げることについて、市民の理解を得ることは難しい。 ○　人事委員会勧告における一般職俸給表の引き上げが若年層を対象としたものであること、市の財政状況は改善の兆しがみられるものの、危機を脱したとは言い難く、現時点で特別職の俸給・報酬・期末手当を引き上げることに市民から理解が得られないのではないかということ等を勘案すると、改定する理由を見出すことは難しい。
令和５年度	◆報酬・俸給月額を 平均 0.6%引上げ ◆実施時期 令和 6 年 4 月 1 日 ◆期末手当を 0.1 月分引上げ ◆実施時期 令和 5 年 12 月 1 日	○　本市特別職の報酬等の額が長年引き上げられておらず、他の政令市との比較においても低水準であり、格差が開きつつあることから、このような状況が続けば担い手の確保が困難となることが懸念され、長期的視点から、俸給額・報酬月額及び期末手当の引き上げが適当。
令和６年度	◆期末手当を 0.1 月分引上げ ◆実施時期 令和 6 年 12 月 1 日	○　市の財政状況や能登半島地震の再建半ばである状況を鑑みると、特別職の報酬等を２年連続で引上げとすることについては、市民から理解を得ることが難しい。 ○　一方、特別職の報酬等には役職の責任に対する対価という性質から度重なる災害等に対応する責任・負担への評価や、魅力ある職であるための報酬等のインセンティブが必要であり、また、物価高及び最低賃金上昇等の社会・経済状況を鑑み、何らかの引上げが必要であることから、報酬・俸給月額については据置き、期末手当については、引上げが適当。

令和７年度	◆報酬・俸給月額を 平均 2.2%引上げ ◆実施時期 令和８年４月１日	○　国家公務員の特別職の俸給改定が近年着実に行われていることや新潟県や多くの政令指定都市においても近年特別職の俸給改定が行われていること、当市の一般職の給与は昨年度大幅に引上げられ、今年度も同程度の引上げ勧告が出されていることに対し特別職報酬等は近年微増に留まり、生活給としては目減りしていること等を考慮する必要があることから、引上げが適当。 ○　改定の方法については、期末手当は民間企業では勤労報償的な性格と利益の再配分としての性格を有するが、地方公共団体においては馴染まないとする意見や、将来的には期末手当の在り方についての議論が必要なのではないかとの意見も出され、期末手当については据え置き、議員報酬・俸給月額については引上げが適当。